8 － 13

ケアプラン内容変更届の提出が必要ない場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年１月１日

※介護保険最新情報Vol 155（平成２２年７月３０日厚生労働省老健局振興課）を参考とし本市で検討した結果、下記の場合は変更届の必要はありません。

ア　　サービス提供の曜日の変更

イ　　サービス提供の回数が減った場合

ウ　　事業所の名称変更

エ　　目標期間の延長

オ　　福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数が同単位もしくは減る場合

カ　　目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更や事業所の追加

キ　　目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合

ク　　担当介護支援専門員の変更（同一事業所内）

ケ　　入院前と比較し、サービスの種類や回数などの変更がない場合

コ　　住宅改修のみの変更、追加

サ　　福祉用具購入のみの変更、追加

シ　　給食サービスのみの追加、中止

ス　　ターミナルと診断されたケース（サービスの変更が著しいと考えられるため）

**※上記の変更により、介護保険サービスや個別の加算が追加され、単位数が増える場合は**

**変更届が必要となります。**